

企業年金基金のご案内

～ 生協役職員の豊かな明日を築くために ～

はじめに

私たちの「日生協企業年金基金」は、2002年4月に施行された確定給付企業年金法に基づく確定給付型の企業年金で、2005年4月に設立（1981年に設立された厚生年金基金から移行）しました。

生協とは別法人の企業年金基金が運営主体となって年金資産を管理・運用し給付を行い、生協役職員の老後を豊かにすることを目的にしています。

給付設計は、キャッシュ・バランス・プランという年金制度を導入して、財政の安定を図るとともに、各人のライフプランに応じた支給期間を選択する年金となっています。

ご一読のうえ、私たちの企業年金基金を知るための一つとしてお役立てください。

「第1制度」と「第2制度」について

第1制度

2005年4月1日に厚生年金基金から企業年金基金へ移行（代行していた厚生年金部分を国へ返上し、上乗せ部分を引き継ぎ）しました。この移行した制度が第1制度で、当基金の全加入事業所が実施しています。

第2制度

2012年3月末に廃止された税制適格退職年金制度及び各生協の退職金制度の受け皿として2010年12月1日に新設した制度です。当基金に加入している事業所のうち、任意の事業所が実施しています。

私たちの企業年金基金とは

私たちの企業年金基金は、国の年金とは別に加入する、基金独自の年金制度です。

加入者

原則として厚生年金の被保険者になっている方は加入者となります。ただし、第1制度・第2制度ともに加入者資格を一定の職種に限定している生協もあります。

加入期間

加入者の資格を取得した月から、加入者の資格を喪失した月の前月までが、月単位で加入期間として計算され、給付額計算の基になります。65歳になるまで加入することができます。

掛金

給付の原資となる掛金は、事業主が全額負担しています。

積立金の管理・運用

信託会社、生命保険会社、金融商品取引業者と契約し、積立金の管理・運用を行っています。

給付について

1. 老齢給付金（年金）

加入者期間が15年以上ある方が、次の場合に該当したときに支給されます。支給期間は、5年・10年・20年のいずれかを選択していただきます。

- ①60歳未満で退職され、その後60歳になったとき
- ②60歳以上65歳未満で退職されたとき
- ③65歳に到達したとき

2. 選択一時金

老齢給付金（年金）に該当される方が、年金に替えて一時金を選択したときに支給されます。

3. 脱退一時金

次のいずれかに該当したときに支給されます。

- ①第1制度は加入期間が3年以上15年未満、第2制度は加入期間が1ヶ月以上15年未満の方が退職されたとき
- ②加入者期間が15年以上ある方が、60歳になる前に退職されたとき

なお、脱退一時金相当額を転職先の企業年金等に移すことができます。「ポータビリティについて」の項をご覧ください。

また、②に該当する方は60歳になるまで支給を繰り下げることができます。この場合、一時金に替えて年金で受け取ることもできます。

4. 遺族給付金（一時金）

次のいずれかに該当したとき、ご遺族に支給されます。

- ①第1制度は加入期間が3年以上ある方、第2制度は加入期間が1ヶ月以上ある方が加入中にお亡くなりになったとき
- ②脱退一時金の支給を繰下げている方（加入者期間15年以上）がお亡くなりになったとき
- ③老齢給付金（年金）を受給中の方がお亡くなりになったとき

なお、支給されるご遺族の範囲と順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、生計を維持されていたその他の親族です。

● 福祉給付金（弔慰金）

加入中の方がお亡くなりになったとき、加入者期間にかかわらず、一律30,000円がご遺族に支給されます。

キャッシュ・バランス・プランについて

キャッシュ・バランス・プランは確定給付企業年金法に基づいた年金制度で、確定給付年金でありながら、確定拠出年金の特徴を取り入れた制度です

ポイント

1.個人ごとの口座を設けて年金原資を管理します

- ・加入者一人ひとりの仮想口座が設けられます。
- ・給付額を計算するために使用される仮想の口座で、給付額の基礎(口座残高)がわかるようになっています。

2.毎月掛金を事業所が積み立てます

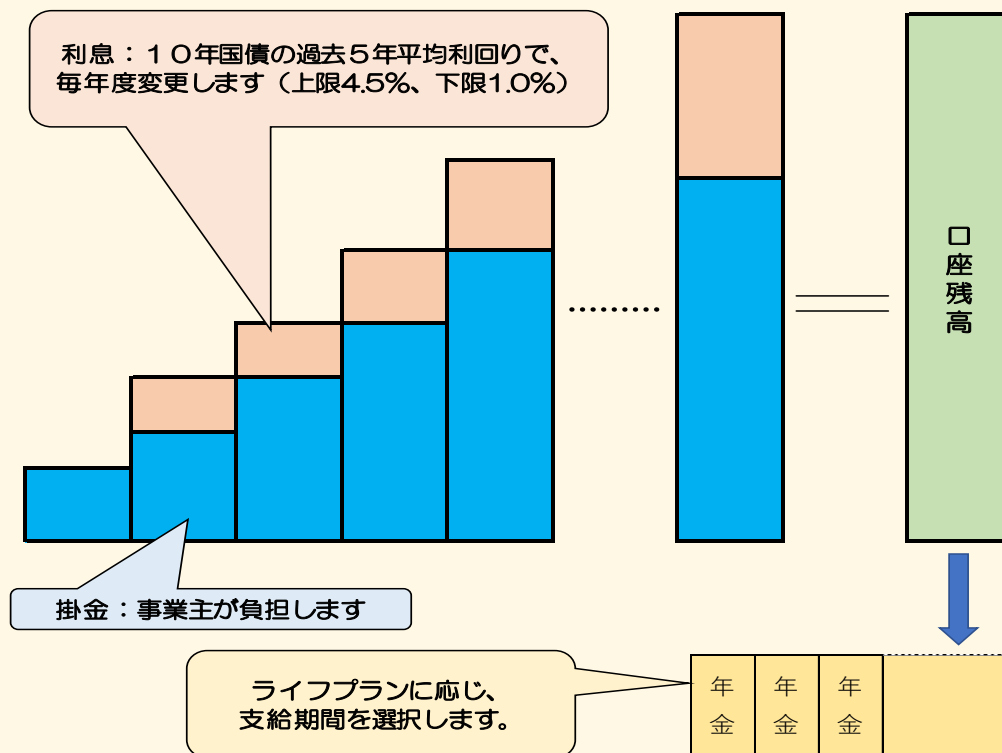
- ・掛金は、全額事業主が負担します。

3.10年国債に連動した利息を半年複利で加算します

- ・口座残高には半年複利で利息が加算され、掛金と利息の累積額が年金原資になります。利率は10年国債の過去5年平均利回りで、毎年変更されます。
- ・利率には上下限が設けられています。上限4.5%、下限1.0%です。
- ・利息は、毎年6月と12月の残高に対して、9月と3月につけられます。

4.口座残高に応じて60歳から年金が支給されます

- ・60歳時点での掛金と利息の累計額が口座残高となります。これを原資として、60歳から年金が支給されます。
- ・加入者期間3年以上15年未満で退職された方には、退職時の口座残高が一時金として支給されます。



ポータビリティについて

企業年金のポータビリティとは、第1制度は加入期間3年以上、第2制度は加入期間1ヶ月以上で退職された方の脱退一時金相当額を、転職先の企業の年金制度等に「持ち運びできる」ということです。ポータビリティによって、加入者期間の短い方も、将来の年金給付に結びつけることができます。

再就職しない場合や再就職先に脱退一時金相当額を受入れる企業年金制度がない場合などは、企業年金連合会に持ち運ぶことができます。

退職後の状況によって、持ち運ぶ先は次のようになっています。

日生協企業年金基金(脱退一時金相当額)

転職(一部条件あり)

厚生年金基金

転職(一部条件あり)

確定給付企業年金

転職(一部条件あり)

企業型確定拠出年金

転職(一部条件あり)・
自営業・その他
個人型確定拠出年金

どんな場合も

企業年金連合会

お知らせ

【マイナンバー制度への対応について】

当基金の給付にかかる源泉徴収事務にマイナンバーが必要となります。そのため、給付請求時にマイナンバーをご確認させていただきます。

【個人情報の利用目的と保護】

「個人情報の保護に関する法律」が2005年4月1日から施行され、その後「改正個人情報保護法」が2017年5月30日に全面施行されました。基金が知り得た個人情報については、将来、各人へ基金規約に基づく給付の額を算出するために利用し、適切に管理しています。

なお、基金における個人情報の取り扱いについて、詳しくは基金ホームページに掲載していますのでご覧ください。

お問い合わせ先

住所 : 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階

Eメール : coopkikin@work.odn.ne.jp

TEL : 03-3497-0881 FAX : 03-3497-0882

URL : <https://www.nisseikyokukikin.jp/>

給付請求専用フリーダイヤル 0120-604-608